

議第142号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

- (1) 呉市海事歴史科学館
- (2) 呉市入船山記念館

2 指定管理者

大和ミュージアム・入船山記念館運営グループ（次に掲げる団体により結成された共同体）

- (1) 代表者 広島県広島市安佐南区祇園3丁目26番30号
凸版印刷株式会社西日本事業本部中四国事業部
西日本事業本部中四国事業部長 西山 郁也
- (2) 構成員 東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
代表取締役 山村 健一郎
- (3) 構成員 東京都中央区日本橋1丁目19番1号
株式会社日本旅行
代表取締役 小谷野 悦光
- (4) 構成員 広島県呉市阿賀南1丁目8番49号
ビルックス株式会社
代表取締役 藤井 聖

3 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

（提案理由）

呉市海事歴史科学館ほか1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。